

# 障がい者雇用支援制度

## 郡上市障害者雇用奨励金

～障がい者の方を雇用し続ける事業者を支援します～

郡上市では、障がい者の雇用機会の拡大を図るため、障がい者の方を引き続き雇用する事業者に対し、1ヶ月2万円（12ヶ月上限）の奨励金を交付します。（平成33年3月31日まで）

### 1. 事業者の要件

① 国の特定就職困難者雇用開発助成金の交付を受けている事業者で、当該助成金の支給期間満了後も当該助成対象障がい者の方（市内に住所を有する人に限る。）を、市内の事業所において引き続き同条件で雇用する事業者であること。

② 市税を滞納していないこと。



### 2. 奨励金受給の申請方法

国の助成金の終了後、障がい者の方を引き続き同条件で雇用して12月経過する月（年度を超える場合は年度末の月）に障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市役所に提出してください。

#### 障がい者雇用奨励交付申請書に添付する書類

- ① 障害者手帳等の写し（障がい者であることを証するもの）
- ② 障がい者の方の住民票の写し（申請日の3ヵ月以内に発行されたもの）
- ③ 雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- ④ 出勤簿等の写し
- ⑤ 賃金台帳等の写し
- ⑥ 特定就職困難者雇用開発助成金支給決定通知書（末期分）の写し
- ⑦ 事業所の登記簿謄本等の写し（事業所の概要が確認できるもの）
- ⑧ 事業者の市税納税証明書（個人経営者の場合は、事業主個人の市税納税証明書）
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

お問い合わせ

郡上市役所 商工観光部商工課  
電話（0575）67-1808